

最低賃金をご存知ですか？

最低賃金は、原則、年齢・雇用形態（パート・アルバイト等）を問わず、全ての労働者に適用されます。

また、特定の産業（8業種）に該当する事業場で働く労働者には、「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

あなたの事業場における賃金額を確認してみましょう。

三重県最低賃金

時間額 702円

（平成21年10月1日発効）

特定（産業別）最低賃金		効力発生日
三重県紡績業最低賃金	時間額 711円	H16.1.18
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額 768円	H21.12.19
三重県鋳鉄・可鍛鋳鉄、 鋳鉄管製造業最低賃金	日額 5,907円	H10.12.15
	時間額 739円	
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額 788円	H21.12.19
三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金	時間額 785円	H21.12.19
三重県一般機械器具製造業最低賃金	時間額 762円	H15.12.15
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 773円	H21.12.19
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 810円	H21.12.19

詳細については、三重労働局賃金室（TEL.059-226-2108）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

※三重労働局ホームページ（<http://www.mie.plb.go.jp>）

防火管理講習の開催について

1 実施日時

- (1) 甲種防火管理新規講習
（2日間全科目の受講が必須です。）
2月17日（水）と2月18日（木）の2日間
両日とも 9時30分～16時30分
- (2) 乙種防火管理講習（全科目の受講が必須です。）
2月17日（水） 9時30分～16時40分
- (3) 甲種防火管理再講習（全科目の受講が必須です。）
2月16日（火） 9時30分～12時30分

2 実施場所

四日市市西新地14番4号
四日市市消防本部2階 防災センター

3 受講手続

消防本部予防保安課、北消防署、朝日川越分署、南消防署において、所定の受講申込書に必要事項を記入（上半身の写真を貼付）のうえ、お申し込みください。テキスト代（甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習とも4,000円、甲種防火管理再講習は1,500円。）につきましては講習当日の受付時にお支払いいただきます。受講申込用紙は消防本部ホームページからもダウンロードできます。

なお、電話での申し込みはできません。

4 受付期間

朝日町内に在住または通勤の方
1月25日（月）～2月5日（金）（土・日曜日を除く。）
受付時間は8時30分～17時00分までとします。
ただし、受付期間中であっても定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

5 受講定員

甲種防火管理新規講習 120名
乙種防火管理講習 40名
甲種防火管理再講習 100名

6 問い合わせ先

四日市市消防本部 予防保安課予防係
TEL 356-2008



一人一人に愛をこめて

愛灯館 朝明

ENDING HALL

あいとうかん あさけ

国道1号線沿い
第1・2駐車場完備
ゆとりの最大170席

安心と信頼の保証



株式会社 ほくせん

葬儀・結婚式・暮らしに役立つ会員制度 「コスモス倶楽部」 入会金は1万円のみ

会員募集中

お葬儀365日24時間サポート

0120 FreeDial **0120-31-4242**



三重郡朝日町小向341-2「アソビックスあさひ」さん隣り

有料広告掲載欄